

Lange v. California, 594 U.S. ___, 141 S.Ct. 2011 (2021)

伊藤 徳子*

軽罪の被疑者が官憲の追跡を受けて、その住居内に逃げ込んだ場合に、「追跡（ホット・パシュート）」という状況があれば常に、緊急性の例外における「緊急状況」が肯定されるという類型的判断を行うことが許されるかが問題となり、合衆国最高裁がこれを消極に解し、軽罪においてはホット・パシュートがあっても、「緊急性」の有無が個々の事案における事情を総合して判断されることを明らかにした事例。

《事実の概要》

申請人 Arthur Lange は、カリフォルニア州ソノマにおいて、州ハイウェイ・パトロールの横を自動車で通過した。その際、Lange は、窓を開けて大音量の音楽を流しながら何度もクラクションを鳴らしていた。警官は Lange の追跡を開始し、すぐにパトランプを点灯して、Lange に自動車を停止させるよう指示した。しかし、その時点で Lange は彼の自宅からおよそ30メートル（車で4秒）しか離れていなかった。Lange は停車させることなく私道（driveway）に至り、自宅のガレージに入った。警官は Lange の後を追ってガレージに立ち入り、質問を開始した。酩酊の兆候を察知した警官が、Lange に現場飲酒検査（field sobriety test）を受けさせた結果、血中アルコール濃度が法定制限値の3倍以上であることが判明した。

カリフォルニア州は Lange を酒気帯び運転と騒音違反の軽罪（misdemeanor）で起訴した。Lange は、本件無令状での立入りは合衆国憲法第4修正に違反すると主張して、警官によるガレージへの立入り以降に取得

* 中央大学法学部助教

された全証拠について証拠排除の申立てを行った。これに対し州は、Langeには停止命令違反の軽罪で逮捕するに足る相当理由があったと主張し、証拠排除申立に異議を述べた。そして、軽罪の被疑者を追跡する場合には常に、無令状での住居への立入りを正当化する緊急状況があるとみなされると主張した。Superior Courtは、Langeの証拠排除申立を退け、州控訴裁判所 (appellate division) もこれを支持した。

カリフォルニア州 Court of Appealも州の主張を全面的に認めて原判断を支持した。裁判所の見解では、警官がパトランプを点滅させたときにLangeが「すぐに自動車を停止させなかったこと」により、彼を軽罪で逮捕すべき相当理由が生じたという。Court of Appealは、軽罪の被疑者は、住居やその他の「私的な場所 (private place)」に「引きこもる (retreat into)」ことで、「開かれた場所 (public place) で開始されている逮捕に打ち勝つ (defeat)」ことはできないと説示した。むしろ、「被疑者の逮捕に失敗するのを防ぐため、警官が住居内まで『追跡 (hot pursuit)』することは、令状要件に対する緊急性の例外法理の下で常に許容される。このような一律に適用されるルール (flat rule) によれば、本件警官は軽罪の被疑者を追跡していた (in hot pursuit) のであるから、私道及びガレージに無令状で立ち入ったことは適法であるとした。カリフォルニア州最高裁が再審理を却下した。

合衆国最高裁によりサーシオレイライが認容された。

《判旨・法廷意見》原判断破棄・差戻

1 Kagan 裁判官の法廷意見¹⁾

II A 「合衆国憲法第4修正に関していえば、住居は最も強い保護が与えられるもの、いわば主席である (first among equals)。²⁾ 第4修正の「まさに核心」は、「自宅に引きこもる権利と不合理な政府による侵入を受け

1) Kagan 裁判官が執筆し、Breyer 裁判官、Sotomayor 裁判官、Gorsuch 裁判官、Barrett 裁判官が加わった。Thomas 裁判官がII-Aを除き加わった。

2) Florida v. Jardines, 569 U.S. 1, 6 (2013).

ることのない権利にある」と我々は述べてきた。あるいは、自宅 (own dwelling) における自由 (freedom) は第4修正が保護する権利の原型 (archetype) であり、これを害する最たるものが住居への物理的な立入り (physical entry) である。それゆえに第4修正は家屋の入口で明確な線引きをしているのである。当然ながら、その線より向こうにあるものは絶対に破ってはならないものではない (not inviolable)。官憲は適切な (proper) 令状があれば立ち入ることができるのである。そして、緊急状況 (exigent circumstances) は令状のない侵入 (intrusions) さえ許容する。しかし、緊急性の例外または住居への立入りを許容する他の例外の外延 (contour) は、「住居は特別な保護を受ける」という「何世紀にもわたる原理 (centuries-old principle)」に沿って慎重に検討される。そのため、我々は住居への無令状の立入りについて新たに許可することに否定的である。

しかし裁判所の友 (法廷助言人アミカス) は、United States v. Santana に依拠し、相当理由を有する警察官が、重罪か軽罪かにかかわらず、あらゆる被疑者を追跡している場合 (ホット・パシュート) に、住居への無令状での立入を許容する一律のルールを支持するものと主張する。

我々は、これまで示してきたように、*Santana* をそのように広く理解することに同意しない。アミカスの見解を退けるにあたり、*Santana* は逃亡中の重罪被疑者に対しても、いっさい類型的なルールを確立してはいないという申請人の反論を検討する必要はない。*Santana* が、重罪被疑者が逃走しているケースを類型的に (すなわち、常に無令状での立入を許容する緊急状況が存するものとして) 扱ったと仮定しても、軽罪の被疑者が逃走している場合については何も述べていない。逃走中の軽罪被疑者を追跡中 (ホット・パシュート) の無令状での立入りに関する法理論は明確に確立されていない。*Santana* も他の判決も、本事案を解決するものではない。我々は、*Stanton v. Sims*³⁾ において、*Santana* は「重罪の被疑者」を追跡する場合を扱ったものであり、同様の考え方が軽罪での追跡の事案にも及

3) *Stanton v. Sims*, 571 U.S. 3 (2013).

ぶかどうかは今後の事案に委ねられると述べている。

この問題を解決するにあたり、軽罪被疑者に関する2つの事実が鍵となる。すなわち、軽罪は多岐にわたるが、(要は)「軽微 (minor)」である。どの州でも、軽罪といっても重大さには幅があり、重罪 (felon) が常に軽罪より危険とは限らないが、軽罪とされれば、通常、刑期は最長で1年になるため、比較的暴力性・危険性の低い犯罪が軽罪とされている。カリフォルニア州では、公共のビーチにゴミを捨てる行為、公共の土地に生えている植物を過失により毀損すること、故意に騒音により他人を妨害すること、生きたヒナやウサギを人工的に着色することといった行為を軽罪として禁じている。また、交通違反 (traffic violations) や公共の場での酩酊 (public intoxication)、騒乱行為 (disorderly conduct) などの犯罪も軽罪とされている。このように、警戒すべきとは考えにくい者がかなりの数おり、これを軽罪者として括ると、あらゆる法違反者を十把一絡げに取り扱うことになる。

当裁判所は、軽罪のみが関わる場合には、住居への無令状での立入りを正当化し得るような緊急状況に直面することは、通常、ないと判示してきた。基礎となる犯罪の重大性 (the gravity of the underlying offense) が、緊急性の存否を判断する際に考慮されるべき重要な要素である。

被疑者の逃走という事情が加わると異なってくるが、類型的なルールが正当化されるほどではない。非常に多くのケースにおいて、被疑者の逃走という事情により警察官が迅速に行動する必要性が生じるということについては疑いがない。例えば、証拠を処分するために逃亡する可能性がある。あるいは、被疑者が逃走しているということは、警察官が令状を待っている間に、再び逃亡する気があることを示しているとも考えられる。しかし、軽罪の事案で、逃走がおおよそそのような危険を引き起こすということを示す証拠はない。軽罪はおおよそ、軽微な、非暴力的な行為を対象としている。Welsh⁴⁾は、軽微な、暴力的でない行為での軽罪の場合、大抵、官憲には令状を入手する時間的余裕があると判示した。そしてこのこと

4) Welsh v. Wisconsin, 466 U.S. 740 (1984).

は、軽罪の被疑者の追跡が行われる場合でも妥当する。このような軽罪被疑者は、無害な理由で、危険性のない方法で逃走することがあり得る。過去の事例を見ると、精神障害（mental disability）を有する者が、郵便受けをいじっていたことについて官憲から問われ、急いで近くの自宅に入ったという事案や、テールライトを点けずに運転していた10代の少年が、警察官の合図を見たが、停止することなく両親の家まで2ブロック走行し、家の中に駆け込み、トイレに隠れたという事案がある。このような事案においては、令状の発付を待つことにより法執行の必要性が妨げられるとは考えにくい。軽罪の事案で逃走があるからといって、住居への無令状での立入りに要求される緊急性の要件が常に具備されるわけではない。

それゆえに、合衆国憲法第4修正に関する当裁判所の先例は、軽罪被疑者の逃走により生じる緊急性について事案ごとに評価する方針を示している。事情を総合的に判断して緊急性が示される場合——第三者に危険が差し迫っている場合や官憲自身への危害、証拠破壊、あるいは住居から逃亡するおそれがあるような場合——には、警察官は待機することなく行動して良い。また、このような事情には、逃亡それ自体も含まれる。しかし、軽罪の被疑者を追跡する必要があるからといって、法執行の緊急性を欠く場合にも、住居への立入りを許容する類型的なルールが発動するわけではない。犯罪の性質や逃亡の性質、及び周辺事実（surrounding facts）から、そのような緊急性が何ら存在しない場合、官憲は住居の神聖さを尊重し、令状を取得しなければならない。

B 合衆国憲法制定当時用いられていた（in place）コモン・ロー上も、同様の結論が導かれる。コモン・ローは、軽罪被疑者の追跡が関わる全てのケースにおいて、家屋への無令状での立入りを認める類型的なルールを認めてはいない。

現代の判例と同じように、コモン・ローは、住居を、政府による侵入（intrusion）から強力に保護した。個人の家は城である。これが合衆国憲法第4修正の背後にあった考え方である。

当時の学説（treatises）によれば、官憲が重罪の犯人を追跡するために

家屋に立ち入ることが可能だとする例外がある。当時、重罪のカテゴリーは今よりも非常に狭く、現代の重罪の多くは、コモン・ローでは軽罪に分類されており、重罪のレッテルが貼られるのはほとんどが死刑に値する (punishable by death) 犯罪であった。こうした重大な犯罪 (serious crimes) に対処するにあたり、「非常手段 (extremities)」の余地が残された。重罪を理由とする令状要件の例外の射程については見解が分かっていたものの、重罪の例外であるという点では一致している。このルールは、犯罪類型としての重罪に適用されるもので、それ以外の犯罪類型には適用されるものでなかった。

軽罪の場合には、逃走中の被疑者の自宅に侵入する権限はより限定されていた。軽罪で逃走している被疑者の自宅への侵入を一律に認めるルールは示されていない。むしろ、立入りが許容されるか否かはその状況によるとする。そのひとつが、pre-felonies ともいうべきものが関わる場合である。重罪の事案だけでなく、「重罪に至りそうな危険な傷害 (wounding)」の事案でも、ドアを破ることが許容されると説明される。つまり、重罪の場合のルールを、被害者が死亡すれば重罪となる犯罪にまで拡張したのである。もうひとつのケースは、そのほとんどが暴力的で、重罪を誘発する恐れのある犯罪が関わる場合である。しばしば「暴動 (affrays)」や「秩序に違反する行為 (breaches of the peace)」と呼ばれる典型例は、国王陛下の臣民 (subjects) を脅かす2人以上の喧嘩であった。こうした行為は「重罪の危険」——このような行為から「故殺や虐殺 (bloodshed) が行われる恐れがある」ため——を生じさせるため、治安維持のためにドアを破ることができる。いずれにしても、事案の事実が焦点が当てられていた。すなわち、逃走中であろうとなかろうと、軽罪被疑者が危害を加える恐れがない場合には、家屋への立入りには令状を取得しなければならないと考えられた。

したがってコモン・ローは、軽罪者が逃走した場合に無令状で自宅に立ち入ることを許す類型的なルールを認める支えにならない。コモン・ローは、重罪についてはそのようなルールを有していたが、基礎となる被疑事

実の重大さ(gravity)に基づいて区別した。軽罪の場合、逃走だけでは十分ではない。官憲が無令状で立ち入ることができるか否かは、危害の可能性及び迅速に行動すべき必要性を示す他の状況によっても異なる。コモン・ロー上のルールにおいても、官憲が逃走中の軽罪者の家のドアを破る前に、法執行の緊急性が要求される。

III 軽罪の被疑者が逃走したからといって、住居への無令状での立入りが常に正当化されるわけではない。官憲は、追跡事案においてあらゆる状況を考慮し、法執行の緊急性の有無を判断しなければならない。多くの場合、官憲には、暴力による差し迫った危害、証拠破壊、逃亡等を防止するといった、立入りの正当な理由がある。しかし、令状を取得する時間がある場合には、軽罪者が逃走したとしても、令状を取得しなければ立ち入ることはできない。

カリフォルニア州 Court of Appeal は、ここで当裁判所が拒絶した類型的なルールを適用しているため、原判決を破棄し、本意見と矛盾しないようさらなる手続きをとらせるため差し戻す。

2 Kavanaugh 裁判官の補足意見

裁判所の推論と最高裁判事の同調意見との間に実質的な違いはほとんどないとの理由で、別個に同調意見を執筆した。逃走中の軽罪者を追跡する場合、大抵は、証拠破壊や他者への危害の恐れ、逃亡の恐れといった、無令状での住居への立入りを正当化し得る緊急状況が認められる。

3 Thomas 裁判官の補足意見 (Kavanaugh 裁判官一部参加)

一般論としてケース・バイ・ケース・ルールを採ることを宣言した法廷意見には、歴史的・類型的な例外があることを強調するため、個別に意見を執筆した。追跡中に発見された証拠については、証拠排除は適用されない。

4 Roberts 主席裁判官の結論賛成意見 (Alito 裁判官参加)

「ホット・パシュート・ドクトリン」において緊急性を生じさせるのは「ホット・パシュート」であり、基礎となる犯罪ではない。ケース・バイ・ケースの分析は混乱を招き、非現実的であり、官憲や一般市民の安全を脅かす恐れがある。官憲が、基礎となる犯罪が重罪か軽罪かを判断する

のに必要な特定の状況を把握している間に被疑者はとっくに立ち去っているということもあり得るし、その家の住人に危害を加えることもあり得る。

本事案は一般的な「ホット・パシュート」ルールが適用されるべきでない「特殊な事案」であり、本件での行動は逃走 (flight) に当たらないと主張する機会を与えるため、判決を破棄し、差し戻すことに結論的に同意する。

《解説》

1. 本件は、停止命令違反という軽罪が行われ、その被疑者が自宅に入ったため、官憲が追跡を継続して無令状で住居に立ち入ったという事例において、緊急性の例外が適用されるか否かが争われている⁵⁾。

緊急性の例外の適用をめぐることは、これまで、個々の事情を総合して、ケース・バイ・ケースで緊急性の有無を判断するという枠組みが採られてきた。この基本的な考え方に対し、例外的に、典型的に緊急性が認められる場合があるのではないかというアプローチから、被疑者の追跡 (ホット・パシュート) がある場合、典型的に緊急性を認めることができないかということが本件で争われている。

2. 緊急性の例外

合衆国憲法第4修正は、「不合理な搜索及び押収」を受けることのない権利を保護し、相当理由に基づかない限り令状は発されてはならないことを保障する。

判例は、「原則として、被疑者の敷地内での無令状搜索または押収は、警察官が『緊急状況 (exigent circumstances)』の存在に基づき、慎重に定義された例外のいずれかに該当することを示すことができない限り、そ

5) 本件の評釈として、安井哲章「Lange v. California, 594 U.S. __, 141 S.Ct. 2011 (2021) —軽罪の被疑者を緊急追跡している場合に住居に無令状で侵入することができるかが争われた事例」アメリカ法 [2022-1] 146頁 (2022年) がある。

れ自体が不合理である。』⁶⁾とか、「第4修正の『基本的な原則』として、住居内での搜索及び押収が無令状で行われる場合、それは第4修正上不合理なものと推定される。』⁷⁾などと判示し、住居内での搜索及び押収を無令状で行うことは第4修正上不合理との推定を受けるとする。しかし、合衆国最高裁は同時に、合衆国憲法第4修正の究極的な基準は「合理性」であるため、その推定は一定の状況において覆され得ること、すなわち、令状要件には特定の例外があるということも示してきた。

そのような例外のひとつが「緊急性の例外」である。これは、緊急状況における法執行の必要性がやむにやまれぬものである場合には、無令状での搜索・押収であっても、第4修正上客観的に見て合理的であるとされ、例外的に許容されるとする法理である。

緊急性の例外における「緊急性」とは「やむを得ない法執行の必要性があり、令状入手の時間的余裕がない」場合を意味する⁸⁾。合衆国最高裁は、これまでに、そのような緊急性が認められる状況をいくつか確認してきている。例えば、負傷している住人に緊急援助 (emergency assistance) を提供するため、または差し迫った危険 (imminent injury) から住人を保護するため、あるいは官憲自身の安全確保のため、差し迫った証拠の破壊を防止するため、または被疑者の逃亡を防止するために無令状で住居に立ち入る場合である⁹⁾。このような状況では、令状を入手していて遅れが生じることで、非常に差し迫った深刻な結果をもたらすために、無令状での立入りが正当化される¹⁰⁾。

合衆国最高裁は、血液中のアルコールが自然に代謝されてしまうという

6) See *Coolidge v. New Hampshire*, 403 U.S. 443, 474–475 (1971).

7) *Payton v. New York*, 445 U.S. 573, 586 (1980).

8) *Kentucky v. King*, 563 U.S. 452, 460 (2011); *Riley v. California*, 573 U.S. 373, 402 (2014); *Missouri v. McNeely*, 569 U.S. 141, 149 (2013).

9) *Brigham City v. Stuart*, 547 U.S. 398, 403 (2006).

10) *Welsh v. Wisconsin*, at 751; *McDonald v. United States*, 335 U.S. 451, 460 (1948) (Jackson, J., concurring).

ことがすべての飲酒運転事件において、令状要件の例外を正当化する緊急状況に当たるか否かという問題を扱った *Schmerber*¹¹⁾ 及び *McNeely*¹²⁾ において、緊急性の例外における緊急状況の有無は、個々の事情を総合してケース・バイ・ケースで判断されなければならないとしており、これが緊急性の例外の基本的な判断枠組みとなっていることが確認されてきた¹³⁾。「今を逃せば二度とないという状況 (now or never situation)」が実際に存在するか否か——官憲に令状を入手している時間がないか否か——は、現場での事実関係によって決まると考えてきたのである¹⁴⁾。

3. 法廷意見は、ホット・パシュートが関わる判例として *Santana*¹⁵⁾ を挙げる。*Santana* は、薬物事犯に関し官憲が被疑者の自宅に赴き、玄関先付近にいた被疑者に警察であることを告げたところ、被疑者が自宅の玄関の中に引っ込んだため、これを追いかけて家の中に入って逮捕したという事案である。

Santana では、官憲による住居への立入りが無令状で行われたことから、緊急性の例外が適用されるかが問われた。合衆国最高裁は、証拠破壊を防止する迅速な法執行の必要性を肯定し、「ホット・パシュート」の例外として無令状での立入りを認めている。*Santana* の法廷意見は「開かれた場所 (public place) で開始された逮捕には打ち勝つことができない」¹⁶⁾と結論づけているが、これは一般論として述べられたものではない。武装した強盗犯人が数分前に家屋に入ったと思料する相当な理由がある場合に、強盗犯を逮捕し、武器を捜索するために無令状で家屋に立ち入る権限を認めたと *Hayden*¹⁷⁾ よりも、なお迅速な法執行の必要性が高かったという事情に

11) *Schmerber v. California*, 384 U.S. 757 (1966).

12) *Missouri v. McNeely*, 569 U.S. 141 (2013).

13) *Birchfield v. North Dakota*, 579 U.S. 438, ___, 136 S.Ct. 2160, 2174 (2016).

14) *Riley v. California*, 573 U.S. 373, 391 (2014); *McNeely*, at 149.

15) *United States v. Santana*, 427 U.S. 38 (1976).

16) *Id.*, at 43.

17) *Warden v. Hayden*, 387 U.S. 294 (1967).

基づいて述べられている。*Hayden* は「状況の緊急性」に依拠しており、「ホット・パシュート」という表現を用いなかった¹⁸⁾。しかし、*Santana* がホット・パシュートの事案と構成した上で、*Hayden* が先例になることを明示していることから¹⁹⁾、緊急状況の一場面としてホット・パシュートが位置づけられたと理解できる。

しかし、法廷意見は軽罪者の場合について *Santana* は何も述べておらず先例にならないとした²⁰⁾。確かに、「被疑者が逃走して、それを追跡する」という状況は、迅速な法執行の必要性を導きやすい事情ではある。しかし、*Santana* の判断は、「少しでも遅ければ、証拠の破壊に繋がるのが現実的に予想されること」²¹⁾が理由となっており、そこには重罪であること、薬物事犯であるといったことが背景にある。そのため、この *Santana* の判断は、*Lange* の法廷意見も指摘するように、軽罪である停止命令違反が行われた本件の先例としては適切でない。

法廷意見が、「基礎となる犯罪の重大性」を緊急性の存否を判断する際に考慮されるべき重要な要素と位置づけたのは、例えばカリフォルニア州では、公共のビーチにゴミを捨てる行為、公共の土地に生えている植物を過失により毀損すること、故意に騒音により他人を妨害すること、生きたヒナやウサギを人工的に着色すること、交通違反（traffic violations）や公共の場での酩酊（public intoxication）、騒乱行為（disorderly conduct）といった比較的暴力性・危険性の低い犯罪が軽罪とされていることからわかるように、軽罪では安全確保が必要になるような状況も、破壊される証拠自体も存在しないことが多々あり、一般的に緊急性を肯定することにつき正当化できる理由がないからだと考えられる。被疑者が住居に引きこもる行為に付随して、薬物犯罪であれば証拠物たる薬物が破棄隠匿される危

18) 「ホット・パシュート」という用語が初めて用いられたのは *Johnson v. United States*, 333 U.S. 10, 16 (1948) においてである。

19) See *Santana*, [footnote15].

20) *Lange v. California*, 141 S.Ct. 2011, 2019 (2021).

21) *Santana*, at 43.

険が生じる。他の犯罪類型を考えても、「重罪」として設定されているものはこのような危険性が伴いやすい。

さらに、ここから、重罪においては類型的にホット・パシュートから緊急状況を肯定するというルールを導く余地もあるが、この点につき法廷意見は「(Santanaが) 逃走中の重罪被疑者に関する類型的なルールであるとは理解していない」として判断を留保している。

4. 住居への無令状立入りとの関係で法廷意見は *Payton*²²⁾ に言及している。*Payton* は、次のような事案である。

警察官は、殺人の被疑事実につき相当理由をもって無令状で被疑者のアパートに赴いたが、ノックをしても返事がないため、バールでドアを破って室内に立ち入った。中には誰もいなかったが、一見して目に入るところで (in-plain-view) 葉巻の包みを発見して押収した。

Payton では、重罪を理由とする逮捕を目的とした無令状での強制的な住居への立入りを許すニューヨーク州法の合憲性が争われた。*Payton* は緊急性のない事案であるが、「第4修正は家屋の入口で確たる一線を画したのである。緊急状況がない場合に、無令状で敷居を跨ぐことは許されない。」と述べており、重罪の被疑者を逮捕するために無令状で住居に立ち入ることは、相当理由と緊急状況がなければ第4修正上許されないことが示されている。

法廷意見はさらに、軽罪の文脈で住居への無令状立入りを扱った事案として、*Welsh*²³⁾ を挙げる。*Welsh* は次のような事案である。

被疑者による無謀運転の目撃者が警察に通報したが、被疑者は官憲が現場に到着する前に自動車を空き地に放置したまま立ち去った。現場に到着した官憲が、放置された自動車の登録書から持ち主を確認し、住居がすぐ

22) *Payton v. New York*, 445 U.S. 573 (1980). *Payton* については、渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅳ』(香川喜八朗担当)(中央大学出版部, 2012年) 128頁。

23) *Welsh v. Wisconsin*, 466 U.S. 740 (1984). 本件の評釈として、渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅳ』(前島充祐担当)(中央大学出版部, 2012年) 149頁がある。

近くであることも把握した。官憲は令状を入手しないまま、被疑者の自宅へ行き、2階の寝室に立ち入った。被疑者は飲酒運転（ウィスコンシン州では軽罪とされていた）の被疑事実で逮捕された。

Welsh では、軽罪被疑者の逮捕を目的として無令状で住居に立ち入ることが、合衆国憲法第4修正上禁止されるか否かが争われた。*Welsh* の法廷意見は、「『住居への物理的な立入り（physical entry）が、合衆国憲法第4修正の文言に最も反するもの（chief evil）である』²⁴⁾ ことは自明である」²⁵⁾と述べた上で、*Johnson*²⁶⁾における Jackson 裁判官の言葉を脚注で引用した。すなわち、「第4修正の要点は、法執行機関に対し、通常人が証拠から導き出す推論を支持することを否定する点にあるのではない。第4修正の保護は、そうした推論が、犯罪を摘発する活動に従事する、一方当事者ともいえる官憲によって判断されるのではなく、中立で独立したマジストレイトによって判断されることを要求する点にある……。官憲が住居に立ち入れる（thrust）権限は、個人にとってだけでなく、安全で監視を受けないところで居住することを選択する社会にとっても、憂慮すべき懸念（grave concern）である。一般論として、どのような場合にプライバシーの権利が搜索権限に対し合理的に譲歩させられるかは、警察官や政府の執行官ではなく、裁判官によって決定されるべきものである。」²⁷⁾と。これが、*Welsh* において合衆国最高裁が示した住居における令状要件の意義である。

Welsh は、「軽罪のみが行われた場合、住居への立入りという文脈で緊急性の例外を適用することはほとんど認められない」²⁸⁾として、緊急性の例外の適用を認めなかった。そうすると、軽罪のみが行われた本件も

24) *United States v. U.S. District Court for Eastern District of Michigan*, 407 U.S. 297, 313 (1972).

25) See *Welsh*, at 748.

26) *Johnson v. United States*, 333 U.S. 10 (1948).

27) See *Johnson*, at 13–14.

28) *Welsh*, at 753.

Welsh を先例として、緊急性の例外を適用することは認められないとも考えられそうである。しかし、法廷意見は、*Welsh* も先例にならないと理解した。*Welsh* において、州側の主張では、緊急状況を基礎づける事情のひとつとしてホット・パシュートが挙げられていた。これについて、*Welsh* の法廷意見は「ホット・パシュート」の主張には「犯罪現場からすぐにまたは継続して追跡」することを要求し、ホット・パシュートの事実を否定した²⁹⁾。*Welsh* はホット・パシュートが関わった事案ではないため、本件の先例とはならないとされたのである。

本件で行われた犯罪現場から住居へのホット・パシュートは、30メートル、時間にして数秒であったが、玄関前に立っていたが玄関に引っ込んだ被疑者を追って住居に立ち入った行為も「ホット・パシュート」に当たることを認めた *Santana* があるため、本件も「ホット・パシュート」に当たること自体は否定されない。本件と *Welsh* は、ホット・パシュートの有無という点で事案を異にするのである。

この点、本法廷意見は、「軽微で暴力性の低い軽罪においては、大抵の場合、令状を入手する時間的余裕がある」という理解に基づき、「軽罪のみが行われた場合、住居への立入りという文脈で緊急性の例外を適用することはほとんど認められない」という *Welsh* の説示は、ホット・パシュートの状況の有無にかかわらず妥当すると述べた³⁰⁾。

令状要件の例外として、判例では、緊急性の例外の他に、逮捕に伴う捜索が肯定されている。いずれも政府の利益と対象者のプライバシーの利益の比較衡量がなされる。例えば逮捕に伴う捜索は、逮捕を行う状況では政府の利益が増大していると同時に、適法な逮捕によって対象者のプライバシーの利益が縮減していることから正当化される³¹⁾。逮捕に伴う捜索として携帯電話のデータの確認が問題となった *Riley* では、一般的に政府の利益が増大しており、対象者の利益が縮減している状況を肯定しつつ

29) See *id.*, at 753.

30) See *Lange*, at 2021.

31) See *Chimel v. California*, 395 U.S. 752 (1969).

も、携帯電話内の情報についてはなお関わる利益が重大であることを理由に令状を要求した³²⁾。このように、令状要件の例外として肯定されるかは、政府の利益と対象者の利益とを考慮して検討することが必要であることが示されている³³⁾。

合衆国では、我が国とは異なり、逮捕の種類が類型化されていないため、常に逮捕のために令状が必要であるのか、また、どのような場合に無令状逮捕が許されるかは不明確であり、先例を通して明らかにされてきた。判例によれば、無令状で逮捕を行う場面は3つに分類できる。すなわち、①開かれた場所における逮捕、②被疑者の住居内での逮捕、③第三者の住居内での逮捕である。住居への立入りという観点からは、開かれた場所での逮捕と住居内での逮捕に分けられる。

開かれた場所での逮捕には身体のみが関わるのに対し、住居内での逮捕には、これに加えて場所のプライバシーも問題となる。住居は第4修正の中核として最も強い保護が与えられるものとされてきた。*Payton* が「第4修正は家屋の入口で確たる一線を示した。緊急状況のない場合に、無令状で敷居を跨ぐことは許されない。」³⁴⁾と明言しているのも、そのひとつである。そうすると、住居への立入りという文脈において問題となる利益は、住居のプライバシーであり、これ自体の重要性は、犯罪の軽重によって変わることはない。

逃走中の被疑者を追跡するというホット・パシュートの状況は、政府の利益を増大させる事情あるいは被疑者の利益を縮減させる事情と考え得るが、住居のプライバシーはいまだ非常に重要な利益である。そして、この「逃走」という事情は、重罪においては政府の利益(すなわち被疑者確保の必要性)はより増大し得るが、軽罪においては政府の利益が増大する

32) See *Riley*.

33) 拙稿「逮捕に伴う無令状捜索・押収」中央大学大学院研究年報2016法学研究科篇46号473頁(2017年)。

34) See *Payton*, at 590.

とは必ずしもいえない³⁵⁾。

Welsh は、ウィスコンシン州が飲酒運転を反則金しか科されない軽罪だとする選択をしており、州の飲酒運転に対する関心の低さを示すものだという理由から「証拠破壊の容易性という『緊急性の例外』が適用されない」としたが、そうであれば、「同様に政府の利益は小さいことを理由に『hot pursuit の例外』の適用がないのかとの疑問が生じる余地³⁶⁾を残していた。本件は、この意味でホット・パシュートの例外の適用がないことを示したといえる。

本件法廷意見が *Welsh* を引用して、「基礎となる犯罪の重大性は、緊急性の存否の判断において考慮されるべき重要な要素である³⁷⁾と述べているのも、このような利益衡量を示唆するものでもあり、また、重罪であるというだけで直ちに緊急性を肯定するわけではないことも確認した趣旨と理解できる³⁸⁾。

5. さらに法廷意見は、コモン・ローからも同様の結論が導かれると述べる。その内容は大きく分けて、住居に対する理解の確認と、重罪の例外に関する学説の概観である。すなわち、歴史的な沿革を示すことで、コモン・ローにおいても住居が政府による侵入から強く保護されていたということを強調する。この点は、個人の家はその人の城であるという、いわゆる「城の法理」が合衆国憲法第4修正の背後にあることを確認したものである³⁹⁾。

35) See *Lange*, at 2021. 前島・前掲注23) 149頁は、法廷意見は、「『緊急性の例外』は重大犯罪に限られるべきで、軽微犯罪の場合に無令状入りを認めることはできないとする。」と述べた上で、「この考え方は、軽微な事件を理由に政府による干渉が広く行われる危険を懸念して、軽罪を取り締まる政府の利益よりも個人のプライバシーの利益の方がはるかに大きいとの理解に立っている。」と分析する。

36) 同上・前島155頁。

37) *Lange*, at 2020; *Welsh*, at 753.

38) See *Payton*.

39) See *Lange*, at 2023.

そして、重罪には危害を与える危険性の高さが潜在的にあり、このような重大な犯罪に対処するための非常手段として残されていたのが重罪の例外であると説明している。つまり、城として強く保護される住居のドアを破れるのは、相当理由に基づく令状か緊急性だけなのである。重罪を理由とする令状要件の例外の射程については論者によって見解が一致していなかったようであるが⁴⁰⁾、いずれにしても、重罪の例外は、その犯罪行為が有する危険性に基づいていたことが強調されている。あくまで重罪に限定され、少なくとも軽罪の場合にはこの論拠が妥当しない。したがって、犯罪の重大性が、城である家のドアを破る例外を許容する鍵となっていた。法廷意見によって、住居への侵入と、基礎となる犯罪の重大性という要素は、非常に強い結びつきがあることが示されている。*Welsh*において、緊急性の判断に「基礎となる犯罪の重大性が重要な考慮要素」となることが示されたが、本政法廷意見は、この *Welsh* の説示を歴史的な側面から確認し肯定した。

6. *Roberts* 主席裁判官の結論賛成意見は、ホット・パシュートがあれば常に緊急性があると認める類型的なアプローチを支持するものと理解できる。

この理解の根底にあるのは、個別的な事情を総合的に考慮して緊急性の判断を行わせることが、現場の捜査官にとって負担を課し、裁判所の判断においても混乱を生じさせることへの懸念がある。明確なルールに依拠して法執行がなされることを求める点で、*Bright-Line*・ルールと共通する発想といえる。

法廷意見は、このような *Roberts* 主席裁判官のアプローチを採用しなかったことから、合衆国最高裁は *Bright-Line*・ルールを示すことよりも、個々の事情を総合的に考慮することを重視している。住居の入口で区別する *Payton* を引きつつ、*Common-Law* からも「城」としての住居の保護を強調している点で、令状要件の意義を重視し、令状要件の例外をでき

40) *Id.*

る限り限定しようとする合衆国最高裁の姿勢が表れていると思われる。

本件は、逃走中の軽罪被疑者の追跡という状況における住居への無令状立入りに関する法理論という、これまで残されていた狭間の問題を解決した点に意義がある。

被疑者が住居に逃げ込んだ場合においても、令状を取得する時間がある場合には、令状を取得しなければ住居への立入りは許されないというルールが確認された。そして、緊急性の有無はこれまで示されてきた方針と同様にケース・バイ・ケースで判断されること、その際は、犯罪の性質、逃亡の性質、周辺事情などを総合して判断しなければならないことを確認した事案といえる。

瞬時の判断を求められる現場の捜査官にとって、目の前の具体的な事情から緊急性を判断することは必ずしも容易ではないため、今後のさらなる事案の集積が待たれる。